様式第６（第12条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　名

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

写真

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

発行者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　令和八年度においては、第六条第一項の規定の適用については、同項中「毎年度七月末日までに」とあるのは、「令和八年十月末日までに」とする。

○内閣府厚生労働省令第九号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府厚生労働省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
附　則 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。	（施行期日） **第一条**　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。 （労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第九十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。
［条を削る。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。